

# 公営競技納付金制度について

## 関係法令

### 地方財政法(昭和23年法律第109号)(抄)

#### 附則

#### (公営競技を行う地方公共団体の納付金)

第32条の2 地方公共団体は、昭和45年度から平成27年度までの間に法律の定めるところにより公営競技を行うときは、地方債の利子の軽減に資するための資金として、毎年度、政令で定めるところにより、当該公営競技の収益のうちから、その売得金又は売上金の額に1,000分の12以内において政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を地方公共団体金融機構に納付するものとする。

# 地方公共団体金融機構の概要

名称

・ 地方公共団体金融機構 (Japan Finance Organization For Municipalities:JFM)

根拠法

・ 地方公共団体金融機構法

設立

(前身:公営企業金融公庫(国の特殊法人))

- ・ 平成20年8月1日 地方公営企業等金融機構設立(地方共同法人)
- ・ 平成21年6月1日 地方公共団体金融機構へ改組(地方共同法人)

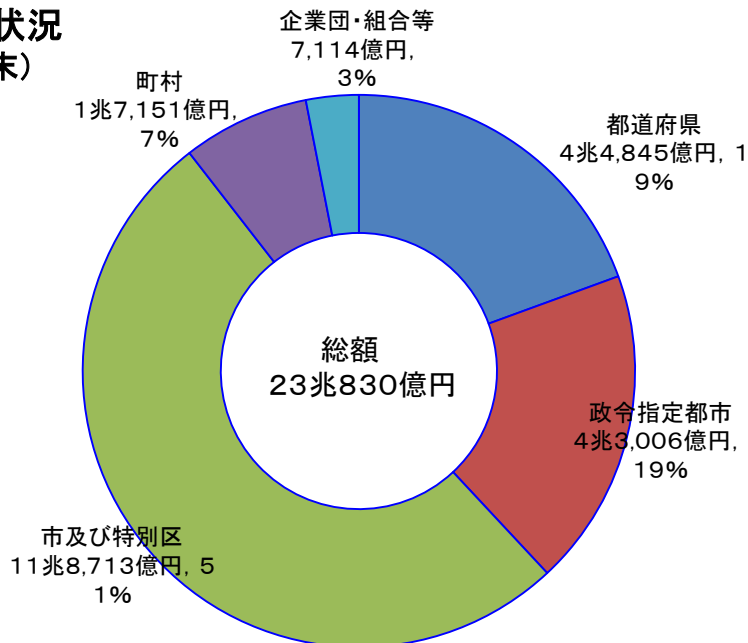
目的

- ・ 地方公共団体に対して長期かつ低利の資金を融通  
→地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与
- ・ “地方の、地方による、地方のための”地方債資金共同調達機関

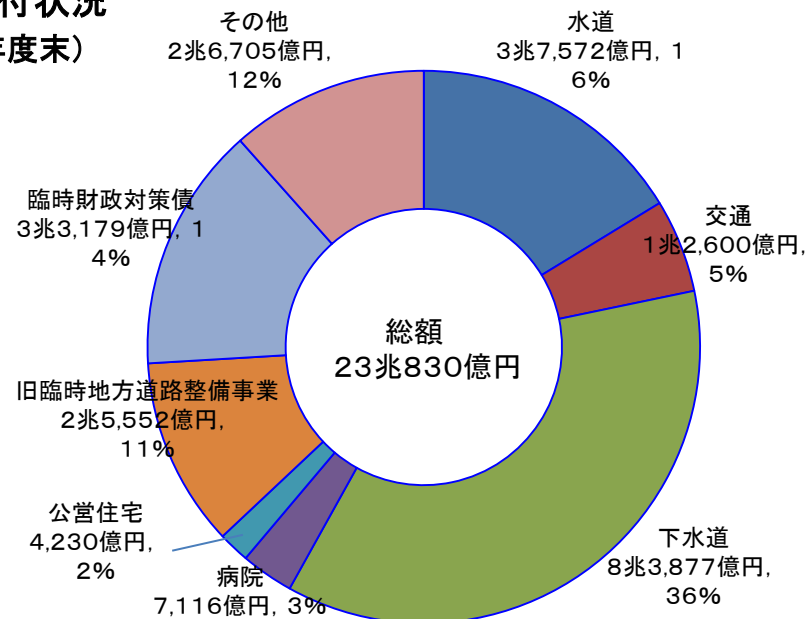
出資金

- ・ 総額 166億210万円(全ての都道府県・市区町村が出資)

■ 団体別貸付状況  
(平成25年度末)

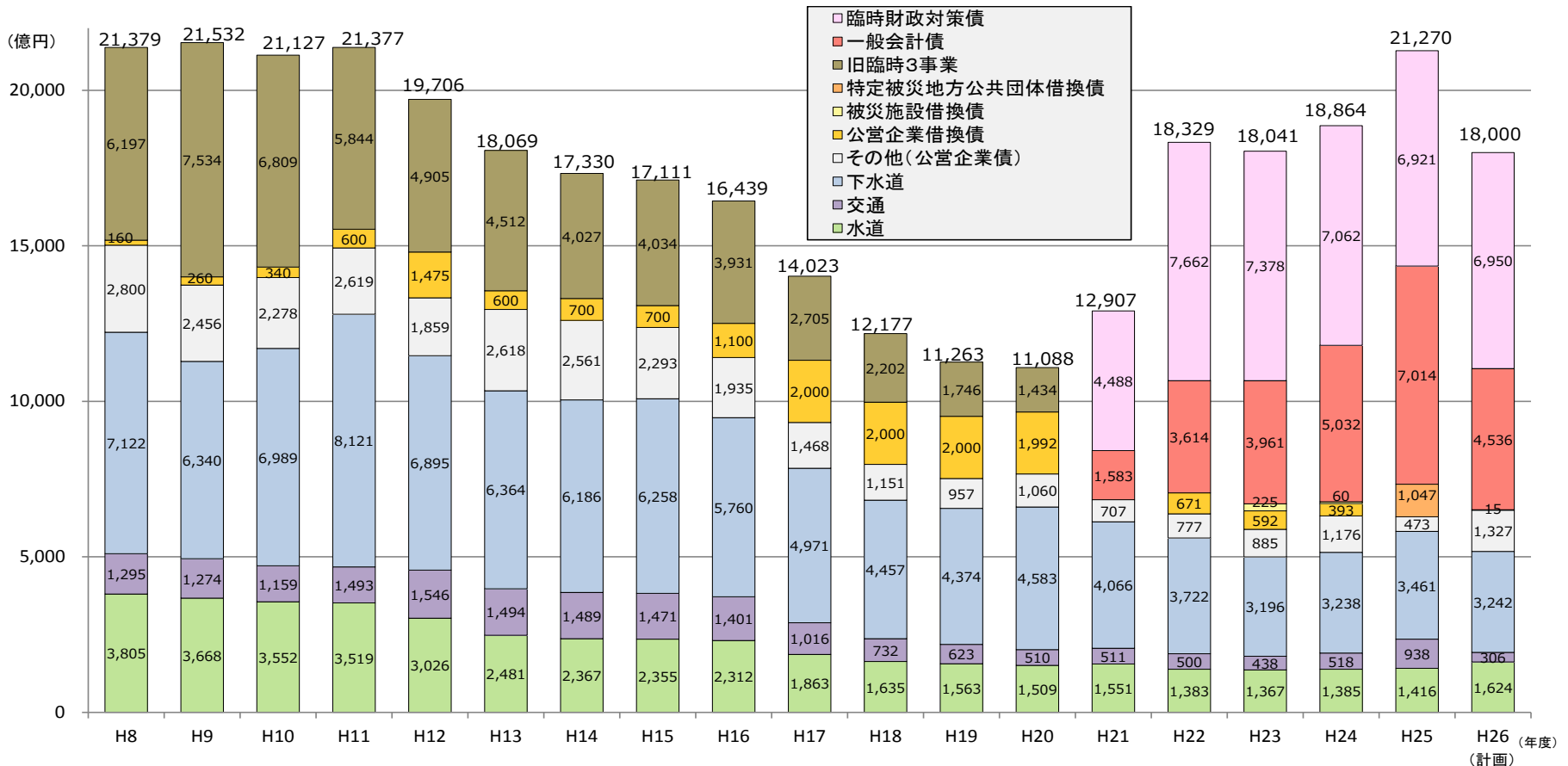


■ 事業別貸付状況  
(平成25年度末)



# 貸付額の推移

- 平成20年度までは上下水道、旧臨時3事業のウエイトが高かったが、平成21年度から一般会計債及び臨時財政対策債が新たに貸付対象となったことで、事業ごとの構成比は大きく変化。



※単位未満四捨五入

# 地方公共団体金融機構の基本的な仕組み

## 資本市場における 確固たる信認

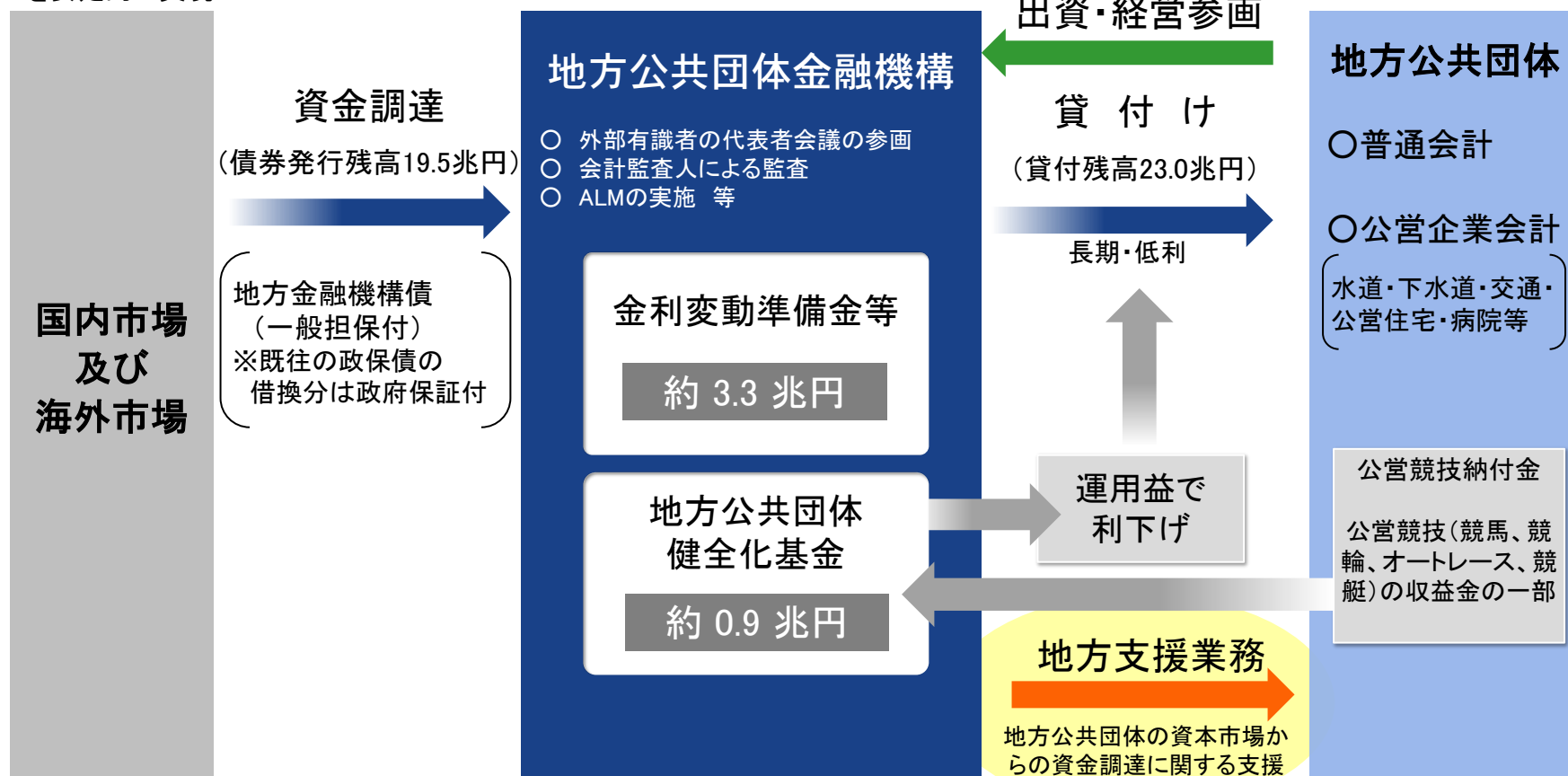
- スケールメリットを活かした  
効率的な資金調達  
を安定的に実現

## 責任あるガバナンスの確保

- 地方三団体選任委員  
による代表者会議

## 地方の資金需要への 積極的な対応

- 長期・低利資金の  
安定的な供給



※平成26年3月末現在

# 現行の公営競技納付金算定方法

- 地方財政法附則第32条の2「公営競技の収益のうちから、売得金又は売上金の額に1,000分の12以内において政令で定める率を乗じて得た金額」
- 地方財政法施行令附則第2条:以下の①、②のいずれか低い額を納付

## ① 売上額に応じて算定した額

$$(\text{売上額} - \text{基礎控除額}40\text{億円}) \times 1.0\%$$

## ② 納付限度額

$$(\text{収益額} - \text{基礎控除額}0.7\text{億円}) \times \text{下表の率}$$

➤ 累積赤字のある場合は納付免除

売上額 250億円以下の部分	50%
250億円超350億円以下の部分	60%
350億円超450億円以下の部分	70%
450億円超550億円以下の部分	80%
550億円超650億円以下の部分	90%
650億円超の部分	100%

累積

# 公営競技納付金の算定方法について

年度	制度内容
昭和45年度	<p><b>制度創設</b></p> <p>計算方法：(売上額－売上基礎控除額) × 納付率</p> <ul style="list-style-type: none"><li>売上基礎控除額：5億円</li><li>納付率：1.0%以内（昭和50年度まで0.5%、昭和51年度0.7%、昭和52年度0.8%）</li><li>納付限度額：収益の額</li></ul>
<p><b>累次の見直し</b>（昭和53年度、62年度、平成8年度、18年度）</p> <p>→（平成18年度）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>売上基礎控除額：20億円</li><li>納付率：1.2%（基礎控除後の売上額30億円以下の部分は1.1%）</li><li>納付限度額：収益の額（売上額に応じた留保率を設定）</li></ul>	
平成23年度	<p><b>抜本の見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>売上基礎控除額：40億円に引上げ</li><li>納付率：一律1.0%に引下げ</li><li>納付限度額：(収益額－0.7億円) × 50%（売上額に応じて増加）</li><li>累積赤字がある団体は免除</li><li>3年分割納付制度の導入</li></ul> <p>・施行団体の負担を大幅に軽減 ・一定規模以上の黒字団体に限定</p>

## 公営競技売上額・繰出金・納付金の推移

(単位:億円)

年度	区分	売上額					一般会計等への繰出金					公営競技 納付金
		計	競馬	競輪	オート	競艇	計	競馬	競輪	オート	競艇	( )は売上比 計
平元		47,953	8,491	16,853	3,021	19,589	3,005	293	987	191	1,534	522 (1.1%)
2		53,627	9,493	18,847	3,352	21,935	3,488	355	1,142	204	1,787	592 (1.1%)
3		55,051	9,862	19,553	3,498	22,137	3,651	355	1,257	253	1,786	613 (1.1%)
4		51,823	8,882	18,721	3,394	20,827	3,221	281	1,160	208	1,572	581 (1.1%)
5		48,265	8,060	17,544	3,076	19,585	2,643	168	977	207	1,292	521 (1.1%)
6		45,020	7,320	16,445	2,871	18,384	2,022	88	722	123	1,089	480 (1.1%)
7		44,419	7,141	16,144	2,701	18,432	1,752	67	590	105	989	448 (1.0%)
8		43,336	6,949	15,672	2,675	18,039	1,632	49	547	101	937	420 (1.0%)
9		42,226	7,070	15,381	2,458	17,316	1,425	60	466	70	828	398 (0.9%)
10		39,167	6,578	14,498	2,131	15,961	1,097	50	357	32	659	340 (0.9%)
11		36,506	6,231	13,554	2,016	14,706	763	37	299	27	400	264 (0.7%)
12		33,137	5,561	12,372	1,857	13,348	428	45	123	21	239	224 (0.7%)
13		31,431	5,222	11,710	1,688	12,812	363	37	124	9	194	123 (0.4%)
14		28,836	4,904	10,465	1,477	11,991	369	18	138	7	206	149 (0.5%)
15		26,304	4,450	9,832	1,271	10,751	263	5	97	6	156	109 (0.4%)
16		23,981	3,862	9,151	1,130	9,838	189	3	67	3	116	106 (0.4%)
17		23,341	3,691	8,775	1,132	9,743	141	1	53	2	85	90 (0.4%)
18		23,173	3,760	8,611	1,099	9,704	167	1	60	3	103	107 (0.5%)
19		23,372	3,804	8,401	1,092	10,075	188	1	57	3	128	141 (0.6%)
20		22,492	3,757	7,913	1,049	9,772	260	1	92	4	163	▲ 81 (▲ 0.4%)
21		21,140	3,634	7,276	973	9,257	209	1	62	5	140	85 (0.4%)
22		18,978	3,332	6,350	861	8,435	134	1	41	5	87	67 (0.4%)
23		19,586	3,314	6,229	844	9,198	151	7	32	6	106	38 (0.2%)
24		19,349	3,326	6,091	756	9,176	152	6	36	6	104	38 (0.2%)
25		19,780	3,553	6,063	688	9,476	195	7	40	4	144	31 (0.2%)

- ※1 売上額は施行者協議会統計資料、一般会計等への繰出金は地方財政状況調査による。  
 ※2 公営競技納付金は、機構（公庫）の決算額ベース（当該年度納付額－当該年度還付額）である。  
 ※3 20年度の公営競技納付金は、従前の分割納付・事後還付制度から精算納付制度に切り替わったことにより、20年度開催分の納付がなく、19年度以前開催分の還付のみ生じたため、マイナスとなっている。



# 公営競技納付金制度に係る要望の状況について

## 《各競技施行者協議会等からの廃止要望》

- ・ 全国競輪施行者協議会  
全国モーターボート競走施行者協議会  
全国公営競馬主催者協議会  
全国小型自動車競走施行者協議会  
※ 4 団体連名 (10月22日)
- ・ 全国モーターボート競走施行者協議会 (10月23日)
- ・ 全国競艇主催地議会協議会 (11月11日)
- ・ 全国競輪主催地議会議長会 (11月20日)
- ・ 東海ブロック競輪場所在地議会議長会  
(11月12日)

## 《地方六団体等からの延長要望》

- ・ 地方六団体 (10月21日)
- ・ 全国知事会 (10月7日)
- ・ 全国市長会 (11月13日)
- ・ 全国町村会 (11月19日)
- ・ 全国都道府県議会議長会 (10月28日)
- ・ 全国市議会議長会 (11月19日)
- ・ 全国町村議会議長会 (11月12日)
- ・ 地方公共団体金融機構 (10月7日)
- ・ 地方公営企業連絡協議会 (10月23日)

# 地域主権型地方財政のあり方及び平成22年度の地方財政についての意見(抜粋)

平成21年12月18日  
地方財政審議会

## 第三 地域主権確立への第一歩としての地方自主財源の確保

～平成22年度の地方税財政対策～

### 8 公債費負担の軽減と地方債資金の確保

公営競技納付金制度は、地方公共団体金融機構の重要な財務基盤であり、全国的なレベルでの公営競技収益金の均てん化措置として、重要かつ有効な手段であることにかんがみ、平成23年度以降においてもその延長を図るべきである。